

令和元年厚木市農業委員会 9月定例総会議事録

日 時 令和元年9月25日 水曜日 午後1時30分から午後2時55分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

1番 松 前 進 2番 市 川 和 典

3番 小 塩 仁 4番 臼 井 スミ子

5番 山 川 宏 司 6番 井 上 謙 治

7番 難 波 博 文 8番 野 口 政 夫

9番 三 橋 澄 夫 10番 木 原 淳 子

11番 飛 川 雄 治 12番 早 川 暁(会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 副主幹 都市農業支援担当主幹

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告17件）
- 2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（報告8件）
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告7件）
- 4 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について（3件）
- 5 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）
- 6 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について（4件）
- 7 議案第45号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（1件）
- 8 議案第46号 農用地利用集積計画の決定について（9件）
- 9 議案第47号 農用地利用配分計画案の作成に係る意見について（1件）
- 10 議案第48号 農地利用最適化推進委員候補者の選考について（1件）

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和元年厚木市農業委員会9月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の山川宏司委員と6番の井上謙治委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」を議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、8月14日から9月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で6件、13筆、面積は2,483.89平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で11件、18筆、面積は5,032.60平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、17件、31筆、面積は7,516.49平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、8月14日から9月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は7人、農地の所有権を取得された相続人は8人、筆数は50筆、面積は24,127.67平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明について」、御報告いたします。御報告する案件は7件でございます。

1番でございますが、申請者は、上荻野にお住まいのAさんでございます。

申請地は上荻野字横林1筆、地目は畑、面積は255平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成11年4月に隣接している自己住宅の敷地として一体利用し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、8月29日に難波委員及び野口委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

2番でございますが、申請者は、三田にお住まいのBさんでございます。

申請地は三田字八幡前1筆、地目は畑、面積は0.37平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和59年8月から道路として利用され、位置、面積、形状等からみて農業の用に供することができない土地として現在に至っているものです。

また、申請に先がけ事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、8月8日に飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

3番でございますが、申請者は、三田にお住まいのCさんでございます。

申請地は三田字宮ノ上1筆、地目は畑、面積は470平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和48年6月頃に物置が建設され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、申請に先がけ事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、8月8日に飛川委員

の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

4番でございますが、申請者は、小野にお住まいのDさんでございます。

申請地は小野字並木1筆、地目は畑、面積は1,593平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成20年6月に現所有者が相続した際には、既に月極駐車場として使用されており、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、9月5日に三橋委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

5番でございますが、申請者は、三田にお住まいのEさんでございます。

申請地は三田字天神上1筆及び同字八幡前3筆、地目は畑、合計面積は954.44平方メートルでございます。

三田字天神上1筆につきましては、昭和49年12月に近隣事業者から資材置場として貸してほしい旨の申出を受け、転圧・整地し、貸し出し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。同字八幡前3筆につきましては、昭和55年4月から近隣住宅への進入路として利用され、位置、面積、形状等からみて、農業の用に供することができない土地として現在に至っております。

また、申請に先がけ事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、8月8日に飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

6番でございますが、申請者は、被相続人Fさんの相続人代表で、座間市相武台1丁目にお住まいのGさんでございます。

申請地は下津古久字上仲田1筆、地目は畑、面積は1.10平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和59年頃に集落農業構造事業による周辺農道整備の一環として道路に供すべく分筆され、位置、面積、形状等からみて、農業の用に供することができない土地として現在に至っております。

また、これらの経過を踏まえ、8月7日に堀池会長及び小塩委員へ資料を基に説明を行った結果、既に現地の状況を把握しており、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

7番でございますが、申請者は、下川入にお住まいのHさんでございます。

申請地は下古沢字十三ノ域4筆、地目は畑及び田、合計面積は582平方メートルでございます。

これらの土地につきましては、昭和59年3月に現所有者の父が相続した際には、既に隣接する自己住宅と一体利用されており、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、9月11日に飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました難波委員、飛川委員、三橋委員及び小塩委員から報告をお願いします。

<難波委員>

1 番について説明いたします。

この土地につきましては、平成11年4月に隣接する自己住宅の敷地として一体利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<飛川委員>

2 番、3 番、5 番及び7 番について説明いたします。

2 番でございますが、この土地につきましては、昭和59年8月から道路として利用され、農業の用に供することができない土地として、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

3 番でございますが、この土地につきましては、昭和48年6月頃に物置が建設され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

5 番でございますが、三田字天神上1筆につきましては、昭和49年12月に近隣事業者に貸し出し、現在に至っており、同字八幡前3筆につきましては、昭和55年4月から近隣住宅への進入路として利用され、位置、面積、形状等からみて、農業の用に供することができない土地として現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

7 番でございますが、これらの土地につきましては、昭和59年3月に現所有者の父が相続した際には、既に隣接する自己住宅と一体利用されており、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<三橋委員>

4 番について説明いたします。

この土地につきましては、平成20年6月に現所有者が相続した際には、既に月極駐車場として使用されており、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<小塩委員>

6 番について説明いたします。

この土地につきましては、昭和59年頃に集落農業構造事業による周辺農道整備の一環として道路に供すべく分筆され、位置、面積、形状等から見て、農業の用に供することができない土地として、現在に至っているもので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は愛甲東3丁目2筆、地目は田及び畑、合計面積は775平方メートルです。

受人は愛甲東3丁目にお住まいのIさん、親権者Jさんで、渡人は同所にお住まいのKさんです。
本申請は、農業経営安定のための世帯内の贈与による所有権移転です。

水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。
労働力につきましては父及び母の合計2人でございます。

農作業の常時従事日数は270日、耕作面積は2,632平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約5分のところに位置しております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は山際字下中原1筆、地目は畑、面積は499平方メートルです。

受人は下川入にお住まいのLさん、渡人は恩名1丁目にお住まいのMさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。
労働力につきましては本人、夫及び夫の母の合計3人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は8,262平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約5分のところに位置しております。

3番でございますが、対象となる農地の所在は山際字下中原1筆、地目は畑、面積は353平方メートルです。

受人は下川入にお住まいのNさん、渡人は恩名1丁目にお住まいのMさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。
労働力につきましては本人、妻及び母の合計3人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は8,262平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約5分のところに位置しております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程４、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程４、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに決しました。

〈議長〉

次に、日程５、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈副主幹〉

ただいま議題となりました、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は中荻野字山王下2筆の一部、地目は畑、合計面積は1,277平方メートルの内1,194.50平方メートルです。

なお、残りの82.50平方メートルにつきましては、平成7年4月27日付けで駐車場として農地転用許可済みとなっております。

申請人は、中荻野にお住まいの〇さんです。

本申請は、車両置場設置のための許可申請です。

申請人は、三田に本店を置き、中古自動車売買業を営む有限会社Pから、業務拡大により車両の保管場所が不足したため、事業所から近く前面道路が6メートルあり、交通量が少なく出入りしやすい申請地を車両置場として貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は宅地及び畑、西側及び南側は畑、北側は道路となっております。

土地利用計画図によりますと、申請地は北側道路に比べ、約1メートル低くなっておりますので、出入口に幅6メートルのコンクリート舗装のスロープを設け、車両置場部分は砂利敷し、乗用車35台分の置場を設置しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側の宅地部分については、コンクリートブロック1段積を新設、東側の畑部分、西側及び南側については高さ1メートルの単管柵及びコンクリートブロック1段から3段積を新設、南側には緑地帯を新設し、高さ20センチメートルのトタン板で周囲を囲う

計画となっております。

また、雨水については浸透トレンチ管及び雨水浸透柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は荻野地区市民センターから167.49メートルの距離に位置する第3種農地です。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<難波委員>

現地を見に行きましたが、当該地は南側に向かって傾斜になっております。敷地内は平らにする予定でしょうか。

<副主幹>

当該地は緩やかな傾斜になっておりますが、土地利用計画図に記載しております南東の雨水浸透柵に向かって傾斜をつけるため、敷地を平らにする計画はありません。

<難波委員>

これだけの面積だと緩やかな傾斜だとしてもかなりの雨水が流れると思います。雨水の処理能力的に問題はないのでしょうか。

<副主幹>

雨水の処理能力に関しましては、分散して雨水浸透柵を設置することにより、雨水の全てが南東側に流れ込むわけではありませんし、周囲もコンクリートブロックで囲むため、雨水が隣接農地に流出するおそれはありません。

<難波委員>

道路からの雨水がスロープを通過して敷地内に入ってくるおそれはありませんか。

<副主幹>

おっしゃるとおり道路から敷地内への雨水の流入も考えられますが、道路からの流入を踏まえても現状の処理能力で対応できる予定となっております。

<議長>

他に質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程5、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

〈議長〉

次に、日程6、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈副主幹〉

ただいま議題となりました、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は中荻野字大畑1筆、地目は畑、面積は202平方メートルです。

受人は山際のQ株式会社、代表取締役Rさん、渡人は中荻野にお住まいのSさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は、山際に本店を置き、土木工事業を営む法人で、七沢に借用している資材置場について、所有者から返却を求められたため、現在使用中の中荻野にある資材置場の近隣にあり、業務の効率化が図れることから、今回申請されたものです。

申請地の周囲は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に幅3メートルにて設け、敷地内を砂利敷し、砂利や砂といった資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に高さ1メートルの単管柵及び高さ60センチメートルの板張土留めを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は市街化区域から300メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満となる第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断

されます。

2番でございますが、対象となる農地の所在は中荻野字大道添1筆、地目は畑、面積は288平方メートルです。

受人は中荻野にお住まいのTさん、渡人は同住所にお住まいのSさんです。

本申請は、使用貸借権設定による分家住宅建築のための転用許可申請です。

受人は渡人の子であり、母、兄及び妻と現在実家に同居しておりますが、将来子供が生まれた場合に住居が手狭になるため、母親の生活補助や農地の管理等を考慮した結果、実家に近い申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側及び北側は道路、西側は畑、南側は雑種地に接しております。

土地利用計画図によりますと、建築面積72.04平方メートル、延床面積96.05平方メートルの木造二階建ての住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、西側に高さ10センチメートルの地先境界ブロックを新設、南側にコンクリートブロック1段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水トレンチ管及び雨水樹を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の北側が市街化区域となっており、そこから宅地を挟み連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートル未満でございますが、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、都市計画法に基づく開発許可申請と共に現在手続中でございます。

3番でございますが、対象となる農地の所在は恩名一丁目1筆、地目は畑、面積は1,107平方メートルです。

受人は平塚市馬入本町の株式会社U、代表取締役Vさん、渡人は恩名1丁目にお住まいのWさんです。

本申請は、賃借権設定による駐車場設置のための転用許可申請です。

受人は平塚市馬入本町に本店を置き、冠婚葬祭業を営む法人で、申請地付近に式典施設であるセレイエ厚木を開設しておりますが、敷地内駐車場には乗用車4台分のスペースしかないことから、従業員用車両、作業用車両及び来場者用車両の駐車場が不足しており、これらの面積が確保できる申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側、西側及び北側は道路、南側は宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に幅4メートル、北側に幅3.75メートルのアスファルト舗装にて設け、敷地内を砂利敷し、乗用車36台の駐車場としようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側にコンクリートブロック3段積及び高さ80センチメートルのメッシュフェンスを新設、西側及び北側は出入口以外に独立基礎及び高さ80センチメートルのメッシュフェンスを新設、南側は既存のコンクリートブロック7段積を利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水樹を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分につきましては、この地域は都市計画上特殊な指定がされておりますので、御説明させ

ていただきます。申請地周辺は、昭和52年3月30日に市街化区域に編入されるとともに、用途地域が第一種住居専用地域に指定されました。その後、昭和59年12月25日に市街化調整区域に編入、いわゆる逆線引きが行われた地域になっております。通常、市街化調整区域には用途地域は指定されませんが、市街化区域であった期間に、用途地域に合った建築物が多数建築されたこと等により、用途地域をなくすことは影響が大きいとして、市街化調整区域ではありますが、現在は第一種住居地域という用途地域が残っている地域であるため、農地区分は用途地域が定められている区域内にある第3種農地となります。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題はないものと判断されます。

また、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

なお、申請地は、神奈川県相模川西部土地改良区の受益地となっておりますが、農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としては、さしつかえないとの意見書が提出されております。

4番でございますが、対象となる農地の所在は上依知字辻1筆、地目は田、面積は434平方メートルです。

受人は山際にお住まいのXさん、渡人は上依知にお住まいのYさんです。

本申請は、所有権移転による駐車場及び資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は、相模原市中央区上溝に本店を置き、自動車及び自動車部品輸出入業を営む有限会社Zに勤務しておりますが、独立をして個人事業主として中古タイヤ輸出業を開始するに当たり、資材置場用地を探していたところ、自宅兼事業所から近く、利便性と費用対効果を見込めることから申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側及び南側は雑種地、西側及び北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に幅4メートルで設け、敷地内を砂利敷し、乗用車1台及び3トントラック1台分の駐車場及び中古タイヤ置場としようとするものです。

なお、申請地西側道路には厚木市の下水道が敷設されており、高さ5から10センチメートル程のコンクリートで覆われていますが、高さ5センチメートルの部分を出入口として利用する計画となっており、出入りに支障がないことを市の道路所管課及び下水道所管課に確認しております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に高さ1.5メートルの単管柵及び鋼板フェンスを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は市街化区域から300メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満となる第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、申請地は、厚木市入之藪土地改良区の受益地となっておりますが、農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としては、さしつかえないとの意見書が提出されております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程7、議案第45号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第45号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地の所在は三田字中川原7筆、地目は田、合計面積は1,769平方メートルです。

本案件は、令和元年8月23日付け神奈川県指令央セ第840号-2288で農地転用許可を受けましたが、周囲に風を遮るものがないことから、強風によって敷地内に置く資材が飛ばされるおそれが出てきたため、周囲を高さ90センチメートルのフェンスで囲う計画から高さ2メートルの鋼板で囲う計画に変更するため、また、防犯上、施錠をするために以前の出入口の位置では車両を道路に駐車することとなることから、出入口を拡げ、敷地内側に出入口を設けるというレイアウトの変更をするため、今回申請されたものです。

許可取消後、農地として効率的に利用されると認められないこと、許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失でないこと認められること、転用事業の必要性が変更前と比べて同程度であること等の事業計画変更承認の基準に照らし合わせて、事業計画変更特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か御質問はありませんか。

<飛川委員>

今回の申請地に限ったことではありませんが、三田にはこれまで許可してきたドッグランを始め、転用が終わってすぐに使用をやめ、管理地という形で、広大な土地が残っている場所が増えてきているのが現状です。

やはり、将来的な面を含めて実際に使うのか確認してほしいです。そうでないと農地がただ減るだけで、使用されていない雑種地が増えていきます。

農地の大切さというものを再認識するとともに、我々も農地を守るという立場で将来的な面も見据えて許可を出すということを心掛けていただきたいと思います。

<副主幹>

飛川委員のおっしゃるとおり、三田の農地に限らず、転用された後に別の業者に転売されているというような現状というのが見受けられます。

当該農地は転用目的のために許可申請をされているはずですので、代理人には許可された後に使い続けるように指導しております。

また、農地の大切さについて申請人にも認識してもらえるように努めます。

<飛川委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第45号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第45号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程 8、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、本議案は9番までございますが、1番につきましては、野口委員が関係する議案です。農業委員会等に関する法律第31条及び厚木市農業委員会会議規則第16条の規定により、自己に関する事項については、その議事に参与することができませんので野口委員の退室を求めます。

〔野口委員退室〕

<議長>

それでは、日程 8、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」の1番についての事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」の1番について、御説明申し上げます。

1番でございますが、借人は下荻野にお住まいの a さんで、申出地は下荻野字牛久保1筆、地目は畑、面積は1,001平方メートル。利用目的は普通畑。3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」の1番は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」の1番は、原案のとおり決定されました。

ここで野口委員の入室を認めます。

〔野口委員入室〕

<議長>

それでは、日程 8、議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」の 2 番から 9 番までについての事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただいま議題となりました議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」の 2 番から 9 番までについて、御説明申し上げます。

2 番でございますが、この農用地利用集積計画は、農地所有者から農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が農地中間管理権を取得するため、利用権の設定を受けるものです。

農地中間管理機構のように、実際に耕作を行わない公的機関に貸し付ける場合であっても、農用地利用集積計画の決定の手続を経なければならないことから、今回お諮りするものです。

借人は横浜市の公益社団法人神奈川県農業公社で、申出地は棚沢字市島川付 2 筆、地目は田、合計面積は 1,626 平方メートル、利用目的は水稲、6 年 5 箇月間の使用貸借権の新規設定でございます。

これは農業経営基盤の強化の促進に関する基本な構想に適合しているものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号に規定する要件をみたしているものでございます。

3 番でございますが、借人は緑ヶ丘 5 丁目の b 株式会社、イノベーションセンター長 c さんで、申出地は林 3 丁目 2 筆、地目は田、合計面積は 888 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の賃貸借権の新規設定でございます。

なお、b 株式会社は、センターで使用する製品開発の原料としてビーツ、ケール、ニンジン等を自社で栽培するため、新たに農業事業に参入し、農学博士を含む従業員 6 人が常時農業を行うものです。

4 番及び 5 番でございますが、借人は下荻野の特定非営利活動法人 d、理事 e さんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

4 番の申出地は下荻野字六反 1 筆、地目は田、面積は 287 平方メートル、利用目的は水稲、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

5 番の申出地は下荻野字神保 1 筆及び同字六反 5 筆、地目は田、合計面積は 5,018 平方メートル、利用目的は水稲、3 年間の使用貸借権の新規及び更新設定でございます。

6 番でございますが、借人は長谷にお住まいの f さんで、申出地は長谷字反町 4 筆、地目は畑、合計面積は 1,989 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

7 番でございますが、借人は長谷にお住まいの g さんで、申出地は愛甲字金地 1 筆、地目は田、面積は 811 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の新規設定でございます。

8 番でございますが、借人は相模原市中央区富士見 2 丁目にお住まいの h さんで、申出地は下依知字御岳 1 筆、地目は畑、面積は 1,920 平方メートル、利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の更新設定でございます。

9 番でございますが、借人は温水にお住まいの i さんで、申出地は温水字町田 1 筆、地目は田、面積は 991 平方メートル、利用目的は水稲、3 年間の使用貸借権の更新設定でございます。

なお、2 番から 9 番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か御質問はありませんか。

<難波委員>

4番及び5番についてですが、特定非営利活動法人dについては、現在借りている農地がしっかりと管理されていないように見えるので、管理を徹底するように指導をお願いします。

<都市農業支援担当主幹>

理事のeさんと会う機会がありますので、その際に指導を行います。

<難波委員>

特定非営利活動法人dは、解除条件付利用権が設定されていますが、解除条件付利用権は過去にも設定したことがありますか。

<都市農業支援担当主幹>

農地所有適格法人以外の一般法人等が農地を借りる際は、解除条件付でなければ、利用権を設定することができないもので、特定非営利活動法人d以外にも案件として諮ったことがあります。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」の2番から9番までについては、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」の2番から9番までについては、原案のとおり決定されました。

<議長>

次に、日程9、議案第47号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見について」を議題といたし

ます。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました議案第47号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見について」、御説明申し上げます。

先ほど、議案第46号で決定いただきました農用地利用集積計画の2番の利用権を設定する農地が対象です。

神奈川県農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地の利用配分を行うため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、厚木市に対し、農用地利用配分計画案の作成を行うよう求めております。

厚木市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり、同条第3項の規定に基づき、農業委員会に対し、意見が求められたものでございます。

利用権の設定を受ける方は、棚沢にお住まいのjさん。

権利を設定する農用地は棚沢字市島川付2筆、地目は田、合計面積は1,626平方メートル、権利の種類は使用貸借権で、契約期間は6年3箇月間、利用目的は水稻でございます。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第47号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見について」は、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声（多数）〕

<議長>

御異議なしと認めます。

よって、日程9、議案第47号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見について」は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。

<議長>

続きまして、日程10、議案第48号「農地利用最適化推進委員候補者の選考について」議題といたします。事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました、議案第48号「農地利用最適化推進委員候補者の選考について」、御説明申し上げます。

厚木市農地利用最適化推進委員候補者については、7月の総会でお諮りしたところでございますが、その後、小鮎地区の候補者kさんから体調不良による辞退届が提出されましたため、欠員となった1名について選考を行うものでございます。

前回と同様、農業者等に候補者の推薦を求めるとともに募集を行った結果、飯山にお住まいのIさんについて推薦があり、去る9月13日に役員会を開催し、評価を行いました。

役員会では、本市の農業に関する識見、意欲と熱意、農業経営の経歴、農業の現状に対する考え、職務遂行に対する適格性の5項目にわたり、5段階で評価を行い、合計点により選考を行ったものでございます。

以上でございます。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第48号「農地利用最適化推進委員候補者の選考について」、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第48号「農地利用最適化推進委員候補者の選考について」は、原案のとおり承認されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和元年厚木市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。

令和元年9月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
